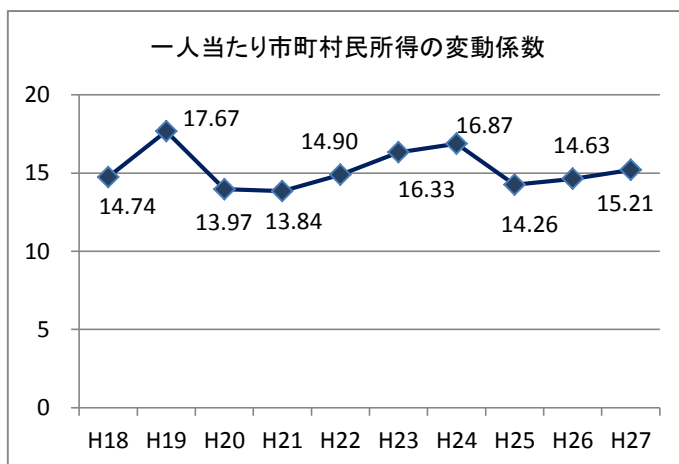
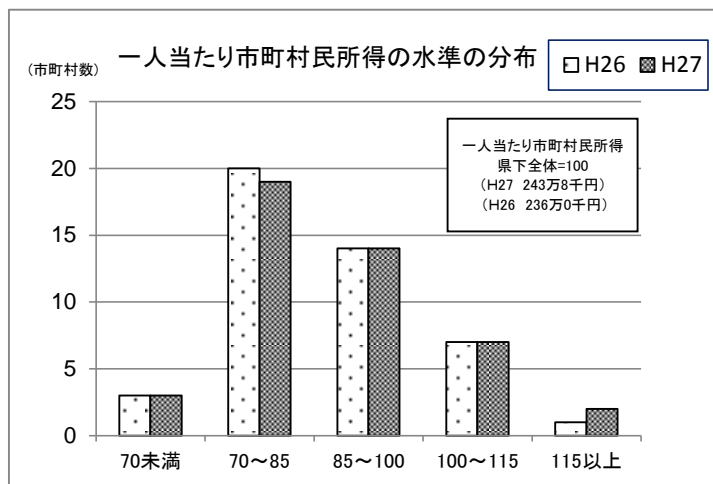


一人当たり市町村民所得（平成27年度） 市町村順位表

(単位：千円、%)

順位	市町村名	金額	対前年度増加率
1	菊陽町	2,906	8.4
2	嘉島町	2,806	▲ 1.3
3	大津町	2,768	5.0
4	熊本市	2,754	1.8
5	合志市	2,725	13.5
6	苓北町	2,601	15.6
7	五木村	2,589	8.1
8	山江村	2,484	0.8
9	西原村	2,452	1.4
10	長洲町	2,392	4.6
11	菊池市	2,304	7.0
12	多良木町	2,299	0.2
13	八代市	2,277	2.9
14	南関町	2,270	8.6
15	益城町	2,245	▲ 2.7
16	玉名市	2,242	5.3
17	宇土市	2,231	4.3
18	人吉市	2,216	2.1
19	南小国町	2,187	3.8
20	錦町	2,169	2.4
21	和水町	2,135	6.9
22	宇城市	2,130	2.8
23	阿蘇市	2,122	4.5
24	上天草市	2,059	5.3
25	あさぎり町	2,052	4.5
26	山鹿市	2,044	3.4
27	玉東町	2,031	3.4
28	水俣市	2,021	1.8
29	氷川町	2,018	2.3
30	荒尾市	2,011	3.5
31	高森町	1,970	5.7
32	天草市	1,961	3.8
33	御船町	1,944	1.0
34	南阿蘇村	1,928	0.5
35	甲佐町	1,919	2.7
36	産山村	1,907	1.7
37	小国町	1,862	0.9
38	芦北町	1,861	1.8
39	相良村	1,849	6.4
40	美里町	1,736	3.0
41	山都町	1,733	4.2
42	湯前町	1,714	0.1
43	津奈木町	1,658	4.9
44	水上村	1,655	2.7
45	球磨村	1,581	5.0
	市町村計	2,438	3.3



※ 変動係数は、ばらつきを示すものであり、格差が拡大すると上昇し、格差が縮小すると低下する。

※ 一人当たり市町村民所得は、分配（市町村民所得）を市町村の総人口で割ったものです。

この市町村民所得は、市町村内居住者の生産活動によって発生した付加価値が、個人への賃金や企業の利潤などへ分配されたものを示しています。また、総人口には、生産に従事していない失業者、高齢者、子どもも含まれます。

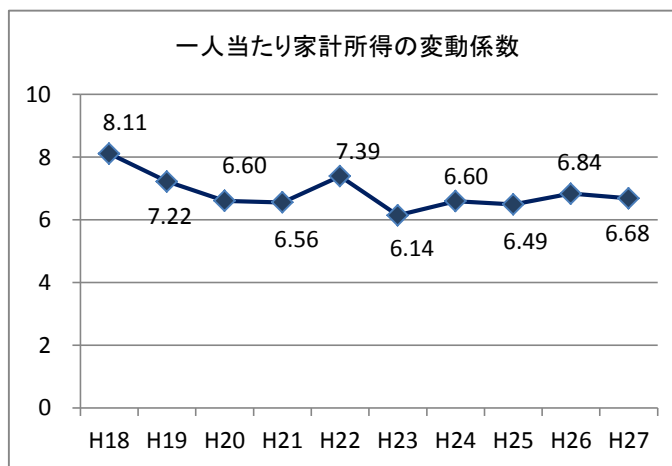
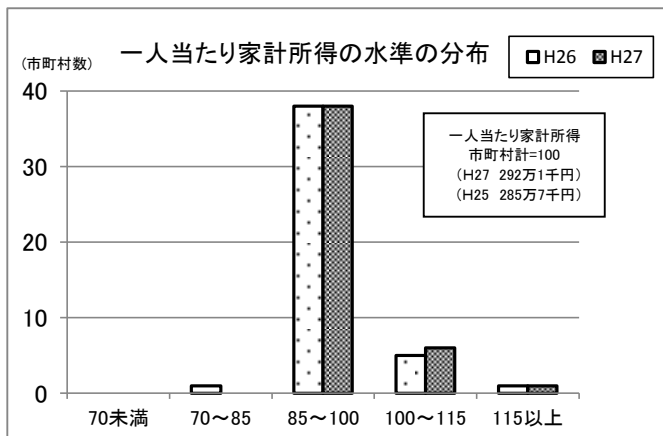
したがって、一人当たり市町村民所得は、個人（一人当たり）の給与や実収入に相当するものではなく、市町村経済全体の水準を表したものです。

・市町村民所得＝「雇用者報酬」＋「財産所得」＋「企業所得」

一人当たり家計所得（平成27年度） 市町村順位表

（単位：千円、％）

順位	市町村名	金額	対前年度増加率
1	五木村	3,580	3.2
2	多良木町	3,103	0.7
3	熊本市	3,098	1.6
4	菊陽町	3,048	2.2
5	大津町	2,963	1.8
6	合志市	2,944	3.2
7	嘉島町	2,925	▲ 0.2
8	人吉市	2,853	2.7
9	玉名市	2,851	3.4
10	菊池市	2,848	4.3
11	八代市	2,828	2.5
12	南小国町	2,827	4.4
13	水俣市	2,817	2.2
14	上天草市	2,814	4.1
15	阿蘇市	2,811	1.8
16	西原村	2,807	▲ 0.1
17	長洲町	2,805	3.8
18	宇土市	2,790	3.1
19	和水町	2,778	5.3
20	高森町	2,766	4.9
21	天草市	2,760	3.3
22	小国町	2,748	3.3
23	荒尾市	2,744	3.3
24	山鹿市	2,734	3.1
25	南関町	2,714	3.6
26	宇城市	2,708	1.9
27	玉東町	2,707	3.0
28	山都町	2,700	3.3
29	錦町	2,687	3.2
30	美里町	2,679	2.5
31	あさぎり町	2,676	2.0
32	益城町	2,670	▲ 2.7
33	産山村	2,669	2.1
34	氷川町	2,651	2.5
35	苓北町	2,640	▲ 2.8
36	芦北町	2,638	1.6
37	甲佐町	2,634	2.6
38	御船町	2,630	1.5
39	球磨村	2,614	3.1
40	南阿蘇村	2,603	0.6
41	相良村	2,582	4.8
42	湯前町	2,577	2.3
43	山江村	2,540	5.1
44	津奈木町	2,516	2.8
45	水上村	2,504	1.4
	市町村計	2,921	2.2



※ 変動係数は、ばらつきを示すものであり、格差が拡大すると上昇し、格差が縮小すると低下する。

※ 一人当たり家計所得は、家計所得を市町村の総人口で割ったものです。

家計所得とは、市町村民所得が民間法人企業等の所得を含んでいるため、家計（個人企業を含む）の受取所得を把握する目的により推計している、熊本県市町村民所得推計独自の概念です。

ただし、持ち家の帰属家賃や社会保障給付などが含まれ、総人口には、生産に従事していない失業者、高齢者、子どもも含まれます。

したがって、一人当たり家計所得も、個人一人当たりの年収額に相当するものではありません。

・家計所得＝「雇用者報酬」＋「家計の財産所得」＋「個人企業所得（持ち家は除く）」  
 ＋「社会保障給付」＋「その他の経常移転」